

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	予防接種法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中間市は、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

福岡県中間市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種法に関する事務
②事務の概要	中間市では、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種対象者で、中間市に住民票を有する者に対して予防接種を実施し、対象者への通知・請求等の事務、結果（接種履歴等）の管理に関する事務を行う。具体的な事務内容は以下のとおりとする。 ①各種予防接種の案内通知書の作成（個人通知の発送、市報、ホームページ等の掲載） ②医療機関・保護者・接種者等からの相談対応事務 ③医療機関からの委託料の請求・保護者からの償還払い請求等に関する事務 ④結果の保管（健康管理台帳の作成） ⑤予防接種に起因する健康被害に対する給付等の事務
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理（母子情報、予防接種情報）ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表の第14及び第126の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条及び第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	＜情報照会及び提供の根拠＞ ・番号法第19条第8号 ・別表の第14及び第126の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条及び第67条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健やか育成課
②所属長の役職名	健やか育成課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	【成人・高齢者の予防接種に関すること】 健やか育成課 健康係 〒809-0018 福岡県中間市通谷一丁目36番16号 電話番号:093-246-1611 【子どもの予防接種に関すること】 健やか育成課 母子保健係 〒809-0018 福岡県中間市通谷一丁目36番10号 電話番号:093-245-8717
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	【成人・高齢者の予防接種に関すること】 健やか育成課 健康係 〒809-0018 福岡県中間市通谷一丁目36番16号 電話番号:093-246-1611 【子どもの予防接種に関すること】 健やか育成課 母子保健係 〒809-0018 福岡県中間市通谷一丁目36番10号 電話番号:093-245-8717
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)による、複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の発効・失効をはじめとした管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成25年7月18日	I－1－③ システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
	I－4－① 実施の有無	未定	実施する	事後	
	I－5－② 所属長の役職名	課長 岩河内 弘子	健康増進課長	事後	
	IV リスク対策	なし	項目の追加	事後	
令和3年3月18日	I－4－②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 番号法第19条第7号別表第二(16の2、17、18、19の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報と定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13条 <情報提供の根拠> 情報提供なし	<情報照会の根拠> 番号法第19条第7号別表第二(16の2、17、18、19の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報と定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2 <情報提供の根拠> 情報提供なし	事後	
令和4年3月24日	I－1－② 事務の概要	中間市では、予防接種法第5条に基づき、定期予防接種対象者で、中間市に住民票を有する者に対して予防接種を実施し、対象者への通知・請求等の事務、結果(接種履歴等)の管理に関する事務を行う。具体的な事務内容は以下のとおりとする。 ①各種予防接種の案内通知書の作成(個人通知の発送、市報、ホームページ等の掲載) ②医療機関・保護者・接種者等からの相談対応事務 ③医療機関からの委託料の請求・保護者からの償還払い請求等に関する事務 ④結果の保管(健康管理台帳の作成) ⑤予防接種に起因する健康被害に対する給付等の事務	中間市では、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種対象者で、中間市に住民票を有する者に対して予防接種を実施し、対象者への通知・請求等の事務、結果(接種履歴等)の管理を行う。具体的な事務内容は以下のとおりとする。 ①各種予防接種の案内通知書の作成(個人通知の発送、市報、ホームページ等の掲載) ②医療機関・保護者・接種者等からの相談対応事務 ③医療機関からの委託料の請求・保護者からの償還払い請求等に関する事務 ④結果の保管(健康管理台帳の作成) ⑤予防接種に起因する健康被害に対する給付等の事務 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ①ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録事務。 ②予防接種実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う事務。 ③予防接種実施後に、接種者からの申請に基づいて行う新型コロナウイルス感染症予防接種証明書交付事務。	事後	
令和4年3月24日	I－1－③ システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年3月24日	I－3法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の第10項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の第10及び第93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条及び第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年3月24日	I－4－②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 番号法第19条第7号別表第二(16の2、17、18、19の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報と定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2 <情報提供の根拠> 情報提供なし	<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号別表第二(16の2、17、18、19、115の2の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2、第59条の2 <情報提供の根拠> 番号法第19条第8号別表第二(16の2、16の3、115の2の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2	事後	
令和4年7月21日	II－1対象人数 いつの時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和4年7月21日時点	事後	事前に実施することが困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用する。
令和4年7月21日	II－2取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和4年7月21日時点	事後	事前に実施することが困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第3項の規定(緊急時の事後評価)を適用する。
令和6年7月8日	I－3法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の第10及び第93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条及び第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の第14及び第126の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条及び第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	法改正による変更
令和6年7月8日	I－4－②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号別表第二(16の2、17、18、19、115の2の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2、第59条の2 <情報提供の根拠> 番号法第19条第8号別表第二(16の2、16の3、115の2の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2	<情報照会及び提供の根拠> ・番号法第19条第8号別表の第14及び第126の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条及び第67条の2	事後	法改正による変更
令和6年7月8日	I－5－①部署	保健福祉部 健康増進課	【成人・高齢者の予防接種に関すること】 保健福祉部 健康増進課 【子どもの予防接種に関すること】 保健福祉部 こども未来課	事後	機構改編による変更
令和6年7月8日	I－5－②部署所属長の役職名	健康増進課長	【成人・高齢者の予防接種に関すること】 健康増進課長 【子どもの予防接種に関すること】 こども未来課長	事後	機構改編による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月8日	I－7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	保健福祉部 健康増進課 健康係(保健センター) 〒809-0014 福岡県中間市蓮花寺三丁目1番6号 電話番号:093-246-1611	【成人・高齢者の予防接種に関すること】 保健福祉部 健康増進課 健康係 〒809-0018 福岡県中間市通谷一丁目3番16号 電話番号:093-246-1611 【子どもの予防接種に関すること】 保健福祉部 こども未来課 母子保健係 〒809-0018 福岡県中間市通谷一丁目3番10号 電話番号:093-245-8717	事後	機構改編及び移転による変更
令和6年7月8日	I－8特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	保健福祉部 健康増進課 健康係(保健センター) 〒809-0014 福岡県中間市蓮花寺三丁目1番6号 電話番号:093-246-1611	【成人・高齢者の予防接種に関すること】 保健福祉部 健康増進課 健康係 〒809-0018 福岡県中間市通谷一丁目3番16号 電話番号:093-246-1611 【子どもの予防接種に関すること】 保健福祉部 こども未来課 母子保健係 〒809-0018 福岡県中間市通谷一丁目3番10号 電話番号:093-245-8717	事後	機構改編及び移転による変更
令和7年4月1日	I－1－②事務の概要	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ①ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録事務。 ②予防接種実施後に接種記録等を登録・管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う事務。 ③予防接種実施後に、接種者からの申請に基づいて行う新型コロナウイルス感染症予防接種証明書交付事務。	削除	事後	
令和7年4月1日	I－1－②システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)	削除	事後	
令和7年4月1日	I－3法令上の根拠	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	削除	事後	
令和7年4月1日	II-1対象人数いつ時点の計数か	1000人以上1万人未満 令和4年7月21日時点	1万人以上10万人未満 令和7年3月1日時点	事後	
令和7年4月1日	II-2取扱者数いつ時点の計数か	令和4年7月21日時点	令和7年3月1日時点	事後	
令和7年4月1日	IV－8 人手を介在させる作業 IV－11 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	項目の追加	事後	
令和7年4月1日	I－5－①部署	【成人・高齢者の予防接種に関すること】 保健福祉部 健康増進課 【子どもの予防接種に関すること】 保健福祉部 こども未来課	健やか育成課	事前	機構の改編に伴う変更
令和7年4月1日	I－5－②部署所属長の役職名	【成人・高齢者の予防接種に関すること】 健康増進課長 【子どもの予防接種に関すること】 こども未来課長	健やか育成課長	事前	機構の改編に伴う変更
令和7年4月1日	I－7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	【成人・高齢者の予防接種に関すること】 保健福祉部 健康増進課 健康係 〒809-0018 福岡県中間市通谷一丁目3番16号 電話番号:093-246-1611 【子どもの予防接種に関すること】 保健福祉部 こども未来課 母子保健係 〒809-0018 福岡県中間市通谷一丁目3番10号 電話番号:093-245-8717	【成人・高齢者の予防接種に関すること】 健やか育成課 健康係 〒809-0018 福岡県中間市通谷一丁目3番16号 電話番号:093-246-1611 【子どもの予防接種に関すること】 健やか育成課 母子保健係 〒809-0018 福岡県中間市通谷一丁目3番10号 電話番号:093-245-8717	事前	機構の改編に伴う変更
令和7年4月1日	I－8特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	【成人・高齢者の予防接種に関すること】 保健福祉部 健康増進課 健康係 〒809-0018 福岡県中間市通谷一丁目3番16号 電話番号:093-246-1611 【子どもの予防接種に関すること】 保健福祉部 こども未来課 母子保健係 〒809-0018 福岡県中間市通谷一丁目3番10号 電話番号:093-245-8717	【成人・高齢者の予防接種に関すること】 健やか育成課 健康係 〒809-0018 福岡県中間市通谷一丁目3番16号 電話番号:093-246-1611 【子どもの予防接種に関すること】 健やか育成課 母子保健係 〒809-0018 福岡県中間市通谷一丁目3番10号 電話番号:093-245-8717	事前	機構の改編に伴う変更